

別記

様式第1号(第4条関係)

【記入例】  
支給申請書兼請求書

宮崎県知事 殿

給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報

↓申請年月日を入力してください

フリガナ 管理者(氏名を記載)	ミヤザキ タロウ 宮崎 太郎	申請年月日	2026 年 6 月 1 日
フリガナ	ケンチョウヤッキョク	住所・所在地	〒 880 - 8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
医療機関等の名称	県庁薬局 保険医療機関コード: 4512345678		
フリガナ	カブシキガイシャ ケンチョウヤッキョク	事務担当者	氏名 県庁 太郎
開設者 (代表者の職・氏名も記載)	法人名:株式会社 県庁薬局		電話番号 0985-26-7060
	代表者職:代表取締役 氏名:宮崎太郎		ファクシミリ 0985-26-7336
委任状	有		電子メール yakumutaisaku@pref.miyazaki.lg.jp
		氏名 宮崎次郎	

個人の場合は氏名のみ記載

委任状を提出する場合は代理人を記載

2. 支給申請額

診療所等賃上げ支援事業	支給申請額(円)	145,000
診療所等物価支援事業	支給申請額(円)	85,000
合計	支給申請額(円)	230,000

別紙様式第1号のとおり

別紙様式第2号のとおり

各事業支援金額と合計額を記入

振込口座名義人が申請者と異なる場合は委任状の提出が必要です

3. 振込口座

金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード	1 2 3 4	支店名	△△支店	支店コード	1 2 3
口座番号 (右詰め)	0 1 2 3 4 5 6	預金種別	普通	フリガナ	ミヤザキジロウ		
				口座名義人	宮崎次郎		

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入すること。

4. 支給申請に関する誓約事項

- 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。
- 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求書の提出が完了していることを誓約します。
- 各事業に定めのある支給要件を満たしていることを誓約します。
- 本給付金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は宮崎県から求められた場合には、これに応じます。
- 本給付金等の給付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る給付金の全額を返還します。
- 自己及び当該事業の実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当しません。また、事業実施に際しては、次のアからウまでいずれの関与もありません。  
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

申請に係る誓約事項です。申請前に必ず御確認ください。  
申請に係る留意事項は県ホームページで御確認ください

別記

様式第1号(第4条関係)

支給申請書兼請求書

宮崎県知事 殿

給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報

↓申請年月日を入力してください

フリガナ 管理者(氏名を記載)		申請年月日	年	月	日
フリガナ		住所・所在地	〒		
医療機関等の名称	保険医療機関コード:				
フリガナ		事務担当者	氏名		
開設者 (代表者の職・氏名も記載)	法人名:		電話番号		
	代表者職:		ファクシミリ		
	氏名:		電子メール		
委任状		氏名			

2. 支給申請額

診療所等賃上げ支援事業	支給申請額(円)	
診療所等物価支援事業	支給申請額(円)	
合計	支給申請額(円)	

別紙様式第1号のとおり

別紙様式第2号のとおり

3. 振込口座

金融機関名		金融機関コード					支店名		支店コード			
口座番号 (右詰め)		預金種別					フリガナ					
							口座名義人					

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入すること。

4. 支給申請に関する誓約事項

(1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。  
(2) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。  
(3) 各事業に定めのある支給要件を満たしていることを誓約します。  
(4) 本給付金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は宮崎県から求められた場合には、これに応じます。  
(5) 本給付金等の給付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る給付金の全額を返還します。  
(6) 自己及び当該事業の実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当しません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでいずれの関与もありません。  
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者